コラボヘルスにおける共済組合と所属所間の健康診査の結果等の共有･活用について

共済組合では、「データヘルス計画」を策定し、保健事業を実施しています。

保健事業を効率的・効果的に実施するためには、所属所と共済組合の連携（コラボヘルス）が不可欠です。

そこで、健診事業・保健指導事業等の共同推進、健診結果・保健指導結果等の共有について共済組合と所属所の間で「保健事業に関するコラボヘルス推進に係る覚書」を締結したうえで、個人データ（個人情報）を共有・活用することをお知らせします。

利用目的と事業内容

生活習慣病予防やがんの早期発見等を目的に次の事業を実施します。

１．特定健康診査
２．特定保健指導
３．生活習慣病の重症化予防
４．人間ドック及びがん検診の実施とその結果による受診勧奨
５．歯科健診・保健指導の実施及び受診案内

共同利用する個人情報の項目

●各事業対象者の組合員記号番号、氏名、年齢、性別等
●健康診査結果
●共済組合が実施する保健指導レベル及び結果

※共同利用する個人データにはレセプト情報（診療報酬明細書）は含まれません。ただし、レセプト情報から、各事業の対象者を抽出するために必要な内容（生活習慣病等の医療機関受診の有無や服薬状況等）は含みます。

※共有する個人データは各事業の目的及び事業内容に沿った利用範囲内でのみ使用します。

共同利用者の範囲

●組合員が所属する所属所の衛生管理担当者及び共済組合事務担当者
●島根県市町村職員共済組合保健事業担当者

個人データの管理について責任を有する者

●組合員が所属する所属所共済組合事務担当課長
●島根県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程第３条における個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者

その他

組合員と被扶養者のみなさまの健康保持・増進のため、所属所と共済組合が協力して事業を行ってまいりますので、共同利用についてご理解くださいますようお願いいたします。

なお、共同利用について、了承いただけない場合は、「共済組合と所属所間の健康診査の結果等の共同利用停止申出書」に必要事項を記載し、各所属所の共済組合事務担当課へご提出ください。

共済組合と所属所間の健康診査の結果等の共同利用停止申出書　　記入例
共済組合と所属所間の健康診査の結果等の共同利用停止解除申出書　　記入例